

JIS

造船用語—機関ぎ装

JIS F 0026 : 2002

(JMSA)

(2007 確認)

平成 14 年 5 月 7 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有 川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小 林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立 石 学	運輸施設整備事業団
	増 田 恵	社団法人日本船主協会
	村 上 陽 一	社団法人日本電機工業会
	山 下 暁	社団法人日本舶用工業会
	渡 邊 勝 世	日本小型船舶検査機構
	木 内 大 助	国土交通省海事局
	伊 藤 茂	国土交通省海事局
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 51.2.1 改正：平成 14.5.7

官 報 公 示：平成 14.5.7

原 案 作 成 者：財団法人 日本船舶標準協会（〒171-0031 東京都豊島区目白 1 丁目 3-8 日本造船技術センタービル 3 階
TEL 03-3984-9051）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 有川 彰一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は国土交通省 海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が
関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)]、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京
都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会
の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会（JMSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS F 0026 : 1997** は改正され、この規格に置き換えられる。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 用語及び定義	2
解説	21
索引	24

造船用語—機関ぎ装

Shipbuilding—Glossary of terms—Machinery fittings

1. 適用範囲 この規格は、造船用語のうち機関のぎ装に関する用語について規定する。

2. 分類 用語の分類は、次による。

- a) 管
- b) バルブ, コック, 分離器, こし器
 - 1) バルブ, コック
 - 2) 分離器
 - 3) こし器
- c) 管接続金物, 管附属品
 - 1) 管接続金物
 - 2) 管接続品
- d) タンク
 - 1) 燃料油関係
 - 2) 潤滑油関係
 - 3) 水関係
 - 4) その他
- e) 通風路, 煙路・煙突, 消音器・その他
 - 1) 通風路
 - 2) 煙路・煙突
 - 3) 消音器・その他
- f) 床板, 格子, はしご, 手すり
 - 1) 床板
 - 2) 格子
 - 3) はしご
 - 4) 手すり
- g) 吹鳴装置, 特殊装置
 - 1) 吹鳴装置
 - 2) 特殊装置
- h) 保温材, 防音材
- i) 据付け, つり上げ装置, 要具
 - 1) 据付け
 - 2) つり上げ装置